

業務指示書

エジプト国エジプト日本科学技術大学教育・研究機材整備計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年8月12日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 角河 佳江 Kakugawa, Yoshie@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年8月17日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

1 共同企業体の結成の可否

- （ ）認めません。
（ ）認めます。

（○）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれます。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。

2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の用具については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：無償資金協力高等教育機材型案件にかかるBD/DD/OD/SV

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います
(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)
() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。
(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任/機材計画1(学部共通機材)）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：工学系高等教育の機材整備に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エジプト 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）；英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 機材計画2（基礎科学系（物理、化学、生物等））】

- 1) 類似業務の経験：工学系高等教育の機材整備に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エジプト 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 工学教育】

- 1) 類似業務の経験：工学系高等教育の調査に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年8月21日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

4 （各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(O) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(EGP1 = 15.910 円 , US\$1 = 124.21 円 , EUR1 = 136.05 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(O) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法 :

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
(以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、
上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、
プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者の
アドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件
の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、
当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、
業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/機材計画1(学部共通機材)
機材計画2(基礎科学系(物理、化学、生物等))
工学教育

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.85 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年9月4日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式》》規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式》》調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ: 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- (O) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
エジプト国エジプト日本科学技術大学教育・研究機材整備計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力	業務主任者のみ	業務管理グループ
業務主任/機材計画1(学部共通機材)	(30.00)	(14.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(—)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
シ) 業務管理体制	—	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 機材計画2（基礎科学系（物理、化学、生物等））	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 工学教育	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験	—	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	—	
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験	—	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	—	
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

エジプトでは、年率2%程度の人口増に加え、国立大学の授業料無料化により学生数が急増しており、これにより教員一人当たりの学生数が増大し、教育の質の低下が顕在化している。授業は座学による理論中心で、実践的かつ先端的な教育を行う大学は限定的であり、研究面においても高度な研究機材が不足し、大学の研究能力は高くない。加えて、产学連携の活動も活発とは言えず、産業界が必要とする人材育成が十分に行われていない為、特に理工系分野の優秀な学生は海外留学し、そのまま海外で就職する者が多く、優秀な人材の国外流出が課題となっている。エジプトが2012年に公表した「2022年までの経済・社会開発計画に関する戦略的枠組み」では、目標の一つとして、高付加価値な産業構造の構築を挙げている。そのための人材育成戦略として、1)高等教育における工学部教育分野の重視、2)高度な製造業に従事する人材育成のための実践的手法の重視が提唱されている。

これに対し、日・エジプト両政府は日本の工学教育の特徴を活かし、「少人数、大学院・研究中心、実践的かつ国際水準の教育提供」をコンセプトにした、エジプト日本科学技術大学(E-JUST)設立に関する二国間協定を2009年に締結した。同協定には、E-JUSTの運営機関は理事会とすることが明記され、現在、15名の理事会委員のうち、日本から7名の産官学の代表者が委員を務めている。E-JUSTは工科系国立大学として開校し、2010年に第一期生を受け入れて以来、JICAを通じた日本政府による技術協力を受けながら、工学系大学院8専攻を開設し、2015年7月現在までに、84人の優秀な修士課程、博士課程の修了者を輩出している。2017年9月からは学士課程も開設すべくエジプト政府による新キャンパス建設が進められているが、学士課程の開設にあたり、実践的教育を提供するために必要な工学系教育・研究用機材を有していないことから、我が国による高度な機材の提供が求められている。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト目標 :

エジプト日本科学技術大学(E-JUST)において、エジプトのみならず、中東及びアフリカ地域の産業及び社会の発展に貢献する優秀な理工系人材を育成するための実践的教育を提供する環境が整備される。

(2) プロジェクトの成果 :

エジプト日本科学技術大学(E-JUST)に実践的教育を提供するために必要な教育・研究用機材が整備される。

(3) 我が国への要請概要 :

工学部学士課程用の教育・研究機材

(コンピュータ・エレクトロニクス、機械・メカトロニクス、材料工学、化学工学、環境系、基礎科学系(物理、化学、生物等))

(4) 対象地域(サイト)：
アレキサンドリア県ボルグ・エル・アラブ市

(5) 関係官庁・機関
実施機関：エジプト日本科学技術大学 (Egypt-Japan University of Science and Technology)

3. 業務の目的

無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を再確認し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、エジプト政府から要請のあった「エジプト日本科学技術大学研究機材供与計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICAがエジプト側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

- ・E-JUSTの工学部開設に係る中・長期的な事業計画（運営予算、教員確保など）は、E-JUSTが現在策定中である。
- ・エジプト政府は、2015年4月に日本の建築設計会社（イソザキ・アオキ アンド アソシエイツ）と契約し、詳細設計（2015年11月に完成予定）を実施中である。
- ・E-JUSTは、本新キャンパスの建設にあたり、学内に準備室（PMU:Project Management Unit）を設置しているが、人員・体制ともに脆弱であるため、また、日本の工学教育の特徴を活かすとの基本コンセプトに鑑み、現在実施中の技術協力プロジェクト「エジプト日本科学技術大学プロジェクトフェーズ2」の国内支援委員会の下に、新キャンパス建設に関する技術的な助言等を行う専門部会（キャンパス施設ワーキンググループ）を設置し、支援を行っている。
- ・また、本案件の要請内容については、同技術協力プロジェクトで、E-JUSTが開講済みの工学系大学院8専攻の教育・研究支援を実施している4大学（九州大学、京都大学、東京工業大学、早稲田大学）の助言を得つつ、同プロジェクトの日本人専門家が側面支援をして、E-JUSTが取り纏めたものであるが、その時点では、まだ工学部のカリキュラムが検討中の段階で、かつ短期間で取り纏めたため、精度は高くない。同カリキュラムについては、E-JUSTが、上述の4大学より助言を得つつ、2015年9月中旬を目途に取り纏める予定である。
- ・E-JUSTが主体で取り組んでいる上述のE-JUST新キャンパスの詳細設計および工学

部カリキュラムは、本調査実施にための必須情報であるため、技術協力プロジェクトを通じて側面支援を実施しているが、それらの情報が予定より遅れる場合は、本調査の業務工程計画を見直すこととする。

以上の現状を踏まえ、本調査の方針を以下（1）～（4）のとおりとする。

（1）現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るために現地調査の2回の現地調査を予定している。

それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を参加させることを予定している。

（2）計画内容の確認プロセス

1) 本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で隨時十分 JICAと協議すること。

2) E-JUST の工学部開設に係る事業計画の確認

本調査の第1回目現地調査において、その進捗状況を確認し、2015年12月3日に予定されているE-JUST理事会に提示・承認を得た上で、日本側に提出することをミニットで合意する。また、その事業計画の確実な実施を本案件のエジプト側負担事項として整理する。

3) 要請内容の優先順位づけ

・本調査では、要請内容（機材）の優先順位づけを行う。要請内容は、大きく分けて4つのカテゴリ（①基礎科学系（物理、化学、生物等）、②コンピュータ・エレクトロニクス、③機械・メカトロニクス、④材料工学、化学工学、環境系）に分類され、その中でも、工学部学士課程の教育用機材として、①の基礎科学系（物理、化学、生物等）の優先度が最も高い。

・その他の②～④の優先度と割合については、E-JUSTが、エジプト国内の既存の大学との差別化を図り、日本の工学教育の特徴を活かした大学作りを目指していることを踏まえ、E-JUSTの国内支援大学とエジプト国内の主要大学の工学部教育のカリキュラムと機材整備状況を比較・検討した結果と、最新のE-JUSTの工学部カリキュラム内容に基づき、最適な計画案を検討する。

4) E-JUST 新キャンパス建設との連携・調整

本調査は、エジプト側によるE-JUSTの新キャンパス建設の詳細設計と同時並行で実施することから、コンサルタントは、適切な機材整備計画を策定するため、建設側の関係者と密に連絡・調整しつつ進める必要がある。そのため、機材整備案件ではあるが、高等教育機関の施設整備/施設構造に係る専門性を有する調査団員を含めることとする。

5) 事前準備の実施方法

- ・JICA の調整により、本調査のコンサルタントと、E-JUST の新キャンパス建設に係る日本側関係者（技術協力プロジェクトの日本人専門家（技術部アドバイザー等）、イソザキ・アオキ アンド アソシエイツ、国内支援大学（キャンパス施設ワーキンググループ）との合意・決定・実施のプロセス及びその方法等について確認・調整する。必要に応じて、JICA の TV 会議システムを使用し、効率的に行う。
(なお、国内支援大学には、技術協力プロジェクトにおいて、JICA の契約により、TV 会議システムを設置している。)
- ・JICA の調整により、本調査のコンサルタントは、国内の上記 4 大学を訪問し、要請内容の妥当性の検証に必要な情報・助言を得る。必要に応じて、JICA の TV 会議システムを使用し、効率的に行う。
- ・これら事前準備における関係者との確認・調整は、本調査の実施スケジュールが比較的短いことに鑑み、関連分野の必要最小限の団員で対応することとし、その他の団員は、現地に先入りし、現地調査を開始する。

(3) 既存資料の活用

本案件の必要性・妥当性の検証等に当たっては、科学技術政策アドバイザーの報告書及びエジプト日本科学技術大学プロジェクト関連の報告書等既存資料を十分活用し、調査の重複を避ける。

(4) 環境社会配慮

本計画については、JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づくカテゴリーを C としており、本調査における特段の調査内容はない。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料（科学技術政策アドバイザーの報告書及びエジプト日本科学技術大学プロジェクト関連の報告書等既存資料）の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針を検討した上で、事前準備及び現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) 国内の上記 4 大学への訪問と要請内容の妥当性の検証に係る情報収集（工学教育調査含む）

以下の①～④のとおり、国内の 4 大学を訪問し、それら大学の工学部学士課程カリキュラムと設備・機材の整備状況を調査するとともに、要請内容の妥当性の検証に必要なその他の情報・助言を得る。

- ①基礎科学系（物理、化学、生物等）（早稲田大学、東京工業大学）
- ②コンピューター、エレクトロニクス（早稲田大学、九州大学）
- ③機械、メカトロニクス（早稲田大学、東京工業大学）
- ④材料工学、化学工学、環境系（京都大学、東京工業大学）

※訪問先大学は、各大学のE-JUST工学系大学院への支援専攻分野に基づき設定してい

る。

(3) E-JUST新キャンパス建設に係る情報収集と日本側関係者（技術協力プロジェクトの日本人専門家（技術部アドバイザー等）、イソザキ・アオキ アンド アソシエイツ、国内支援大学（キャンパス施設ワーキンググループ））との連携方針の確認を行う。

(4) インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(5) プロジェクトの背景・経緯の再確認

1) エジプトにおける高等教育事業に係る上位計画（「2022年までの経済・社会開発計画に関する戦略的枠組み」等を含む）、現状と課題、E-JUST事業の位置づけ・重要性を再確認する。

2) 本プロジェクト要請の経緯と内容を再確認する。

(6) 工学教育調査

・エジプト国内の主要大学を訪問し、工学教育のカリキュラムと関連機材・設備の現況を調査する。（対象大学：アメリカン大学カイロ校（私大）、ドイツ大学（私大）、カイロ大学（国立）、アレキサンドリア大学（国立））。さらに、これらとエジプト国の工学部学士課程の設置認可制度との関連、エジプトの中等教育との連続性、及び工学部学士課程の修了生に対する社会のニーズについて調査する。

・また、E-JUSTは、産業界への優秀な人材の供給を含む、産業界との連携を重視していることから、E-JUSTと既に連携のあるアレキサンドリアの民間企業を中心に、3社程度を目途に訪問し、機材・設備の現況を調査する。

(7) プロジェクトの実施体制の再確認

プロジェクト実施機関であるE-JUSTの組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本プロジェクトの実施機関として問題がないか再確認する。

(8) サイト状況（自然条件等）調査

・本プロジェクトの実施サイトは、砂埃が多く、現在実施中の技術協力プロジェクトで供与した機材の保守管理においても、特別な配慮等が必要になっている機材がある。本サイトの自然条件を踏まえ、適切な機材の保守管理方法について調査し、必要な対応について提案する。

・新キャンパスの平面図、断面図などを入手し、機材設置のレイアウト及び必要なインフラ情報を整理する。

(9) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、本邦調達）

スペアパーツ、消耗品等の原産国、調達先、価格（輸送費及び輸入価格、近年の物

価上昇率を含む）、アフターサービスの内容等を考慮し、調達方法の検討を行う。

(10) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して設計総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地調達事情、機材整備後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて調達基準を設定する。

2) E-JUST 新キャンパス建設事業との責任分担

本プロジェクト機材の設置予定施設の建築設備設計に関するインフラ整備（電気、給排水、空調、床の強度、Work Space など）に関する先方負担事項を先方政府に提示するとともに、責任分担を整理する。

3) 基本計画（機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画される事業内容の基本計画を検討する。

① 機材計画

要請された機材の必要性、E-JUST における既存機材の活用状況、維持管理の容易さ、現地調達の可能性等を検討し、適切な計画（仕様、個数等）を作成する。

4) 調達計画

- ・ 機材調達計画
- ・ 実施工程

(11) 相手国側負担事業の概要の整理

相手国側の負担事項（新キャンパス建設、機材の運営・維持管理に要する予算・人員確保等）及び無償資金協力として事業を実施する際のエジプト政府の免税措置を確認・整理する。

(12) プロジェクトの維持管理計画

E-JUSTが行う機材の維持管理について、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な同業務に分類して整理する。

(13) 技術協力との連携、ソフトコンポーネントの必要性の有無と内容

現在実施中の技術協力プロジェクトでは、工学系の教育・研究機材の運営・維持管理を行うE-JUSTの技術部の能力強化支援も行っており、本案件で整備する機材も主に同技術部が運営・維持管理を行うことになるため、同プロジェクトの成果の活用及び連携を視野に入れる。

(14) プロジェクトの概略事業費の積算

本プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及び本プロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

(15) 協力対象事業実施に当たっての留意事項の整理

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(16) プロジェクトの評価

本プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本プロジェクトについては、定量的指標として、「日本の工学教育の特徴を活かした実践的な教育の提供により、実践的な問題解決能力を身につけた産業人材数」等を想定している。

(17) 準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）として取り纏め、その内容についてJICAと協議する。

(18) 準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の説明・協議

上記（14）の準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）をE-JUST関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、プロジェクト実施の技術的・財務的自立発展性の確保のための条件、具体的対応策について十分に説明・協議を行う。協議の結果、準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討の上、必要に応じ、プロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

(19) 準備調査報告書等の作成

エジプト政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、（5）から（8）を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

(1) 業務計画書	: 和文 3 部
(2) インセプション・レポート	: 和文 8 部
	: 英文 10 部
(3) 現地調査結果概要	: 和文 8 部
(4) 準備調査報告書（案）	: 和文 8 部
	: 英文 10 部
(5) 概略事業費（無償）積算内訳書 （※コスト縮減検討資料を含む。）	: 和文 2 部
(6) 概要資料	: 和文 1 部及び CD-R 1 枚
(7) 準備調査報告書	: 和文（製本版） 8 部及び CD-R 1 枚 : 英文（製本版） 16 部及び CD-R 3 枚 : 和文（簡易製本版） 2 部及び CD-R 1 枚
(8) デジタル画像集	: CD-R 2 枚（デジタル画像 40 枚程度）

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (5) については 2009 年 3 月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2010 年 6 月）」を参照することとする。

注 3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注 4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010 年 3 月）」を参照する。

注 5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2015年10月上旬より第一回現地調査を行い、2016年1月下旬に第二回現地調査(報告書案説明)を実施することを想定する。2016年2月下旬までに概要資料、準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 調査人月：約28.0M/M（通訳除く）

(2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 業務主任/機材計画1（学部共通機材）
- 2) 副業務主任/機材計画2（基礎科学系（物理、化学、生物等））
- 3) 工学教育
- 4) 機材計画3（コンピュータ・エレクトロニクス）
- 5) 機材計画4（機械・メカトロニクス）
- 6) 機材計画5（材料工学、化学工学、環境系）
- 7) 設備計画/施設構造
- 8) 運営維持管理計画/機材調達1/積算1

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

3. 配布資料

- 1) 二国間協力協定
- 2) 無償資金協力要請書
- 3) エジプト日本科学技術プロジェクト関連資料
-「エジプト日本科学技術大学設立プロジェクト（2008年10月～2014年1月）」及び
「エジプト日本科学技術大学プロジェクトフェーズ2（2014年2月～2019年1月）」
の事業概要資料
-エジプト高等教育セクター調査報告書（2013年6月）
-エジプト产学連携・産業人材ニーズ調査報告書（2013年6月）
-新キャンパス建設計画関連資料

4. JICAからの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) 第一回現地調査

- 1) 団員構成：総括
　　計画管理
- 2) 調査行程：約10日間
- 3) 目的：
　　相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画の内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

(2) 第二回現地調査（報告書案説明）

1) 団員構成：総括

　　計画管理

2) 調査行程：約 10 日間

3) 目的：

　　準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

5. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国無償資金協力として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを、実施設計を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式－5 および様式－6 を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

以 上